
第7章 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けた基本的な考え方、実現化に向けた取り組み、都市づくりの推進体制の充実策、計画の進行管理と見直しの方針を以下に示す。

7-1 基本的な考え方

(1) 計画的かつ具体的な都市づくりの推進

本計画は、松島町における都市の将来像を実現させるための都市づくりに関する基本的な方針を定めるものである。今後は、上位計画である松島町長期総合計画、松島町国土利用計画や、宮城県が定めている仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、関連計画との連携、調整を図りつつ具体的な都市づくりを進めていくことが必要である。

また、松島町において震災からの復興に向けた取り組みが継続的に進められているが、早期の復興に資する都市づくりを進めるとともに、秩序ある土地利用に向けた規制や誘導を図るとともに、松島町の骨格を形成する都市施設の整備を計画的かつ効果的に進めることとする。

(2) 協働による都市づくりの推進

都市づくりを進めていくにあたり、行政だけではなく地域に暮らす住民や事業者等が互いに力を合わせ作り上げていく必要がある。都市全体や地域が抱える問題を、住民と行政が共になって解決していくことが求められている。

そのため、住民をはじめとする様々な主体との連携・協力を深めていくとともに、住民の自発的な活動を促進し、住民と行政等がお互いの役割をしっかりと認識した上で、協働して都市づくりを推進していく体制の充実を図る。

(3) 計画の管理と見直し

本計画は、20年後の将来像を展望し長期的な視点から都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、おおむね20年以内に優先的に取り組むべき施策の方針を定めている。そのため、この内容は松島町を取り巻く社会経済状況の変化や住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応すべきものである。

本計画に基づく施策、事業の進捗状況を管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえながら施策の方針を見直していくなど、柔軟で機動的な対応を図るものとする。

また、本計画で位置づけている各種事業についても、地域ニーズの変化等に対応できるように、地域の実情に即して取り組むものとする。

7-2 実現化に向けた取り組み

(1) 復興に向けた都市づくりの推進

平成23年12月に策定された「松島町震災復興計画」は、計画期間を平成27年度までの5年間としているが、政策の内容に応じて平成28年度以降については、長期総合計画にて位置づけた復興政策に基づき継続的に取り組むこととしている。そのため、長期総合計画に即して様々な復旧・復興に向けた取り組みを推進することとし、都市施設の整備や都市計画に関する各種制度を活用しながら、一日も早い復興に向け着実な取り組みを行う。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

本計画における土地利用の方針を実現するために、古くから継承されている松島湾を中心とした自然景観と調和した市街地形成という思想を生かして都市的な土地利用の形成を図る。

また、地域ごとの土地利用の方向性を明らかにした上で、既存の地域資源を生かした市街地環境の整備・改善や広域交通機能を生かした新たな市街地の形成など適切な土地利用規制により誘導を図る。

(3) 社会情勢等に対応した的確な都市施設整備の推進

松島町の都市計画道路については、都市計画決定当初以降において社会情勢や都市構造の変化に伴い、都市計画道路網の見直し及び整備優先順位の検討により計画的な整備を図る。

また、本計画における方針や施策の実施は、限られた財源の中でより効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、整備効果などにより総合的に判断して進める。これらを踏まえて、都市施設(都市計画道路、公園・緑地、下水道など)の整備は、国や県の各種事業と連携しつつ社会経済情勢などに適合した整備の推進と見直しに努め、実現性のある効果的な都市づくりを目指す。

7-3 都市づくりの推進体制の充実

(1) 国、県、周辺自治体との連携、協力の強化

国、県等が進める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力し合いながら都市づくりを進めていく。特に宮城県が目指す仙台都市圏の将来像において、松島町は国際観光拠点として位置づけられており、松島海岸周辺に点在する観光資源と連携し、歴史と文化を感じるまち並みの形成が掲げられていることから、近隣の市町村と連携した広域的な視点での都市づくりが必要である。

また、各種都市計画事業や土地利用に関する事業、人口減少下における医療・福祉等の広域連携等を展開するにあたっては、必要に応じて関係市町村との協議・調整を図りつつ本計画を推進する。

(2) 庁内関係部門との連携

本計画に示された内容は都市計画分野のみならず、産業、防災、教育、医療、福祉、観光振興などは広範囲な行政分野にわたるものであり、庁内においては関係部門との連携体制を促進し、効率的な事業推進に努める。

(3) 住民との協働

本計画を推進していくためには、各種住民活動や地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、住民との協働による都市づくりを推進していく必要がある。特に、地域別構想の実現にあたっては、地域との連携を図りながら、住民との協働のもと円滑な事業実施に努める。

7-4 本計画の進行管理と見直し

(1) PDCAによる進行管理

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「松島町長期総合計画」及び「松島町国土利用計画」並びに、広域的な視点で宮城県が定める都市計画の方針である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し松島町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本計画に基づく直接的な事務事業は、長期総合計画の基本計画である「第1章 心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」に掲げる主要施策に基づくものである。

このことから、本計画の進行管理は、社会情勢や行財政制度の変化、町の財政状況等を勘案し毎年策定する「実施計画」において計画(Plan)し、事業を実施(Do)の上、次年度の「実施計画」策定時において点検・評価(Check)、必要に応じた改善(Action)を図ることで行う。

(2) 計画の見直し

本計画は、おおむね20年後の将来像を展望して、土地利用の方針や地域別のあるべき市街地像、道路・公園等の都市施設の配置・整備の方針などを定めるものである。

しかし、松島町長期総合計画をはじめ上位計画に大きな変更が生じた場合や、今後の社会情勢の変化等に伴う新たな課題への対応が必要となった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。